

特許権	判決年月日	令和３年１２月２０日	担当部	知財高裁第４部
	事 件 番 号	令和３年(行ケ)第１００５２号		
○ 出願に係る「発明」は、専ら人の精神的活動によって課題の解決することを発明特定事項に含むものであって、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であるとはいえず、特許法２条１項に規定する「発明」に該当しないとされた事例				

（事件類型） 審決取消請求事件 （結論） 請求棄却

（関連条文） 特許法２条１項

（関連する権利番号等） 特願２０１９－１６０１８９号，不服２０２０－１２９３０号

判 決 要 旨

１ 事案の概要

原告は、発明の名称を「カット手法を分析する方法」とする発明について特許出願（特願２０１９－１６０１８９号）をしたが、特許庁から拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判（不服２０２０－１２９３０号）を請求するとともに、特許請求の範囲及び明細書の記載について手続補正（以下「本件補正」という。）をした。特許庁は、本件補正を認めた上で「本件審判の請求は成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をした。

本件は、原告が、被告に対し、本件審決の取消しを求める事案である。

２ 本判決は、以下のとおり説示して、原告の請求を棄却した。

- (1) 本件補正後の特許請求の範囲は、請求項１ないし９からなり、その請求項１の記載は次のとおりである（以下、本件補正後の請求項１を「本願補正発明」という。）

【請求項１】

分析対象者の写真，画像，イラストまたはデッサンから，正面，側面および背面から観た自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルを推定する第１のステップ，

次いで，分析対象セクションを複数のセクションの中から選択する第２のステップ，

次いで，第２のステップで選択したセクションに対して，第１のステップで推定した自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルに基づき

- A アウトラインの形成または表情分析
- B カットライン分析
- C ボリューム位置またはボリュームライン分析
- D シルエット形状または表情分析
- E パート（分け目）の位置または有無分析

F セクションの幅または形状分析

G フェイスラインとセクション間の継がり方またはセクション間の継がり方分析

の中から、前記選択されたセクションに適した少なくとも1つの分析項目の分析を行い、分析結果を得る第3のステップ、

次いで、前記分析結果から、前記カット手法に関する情報を導出する第4のステップによる、

前記選択されたセクションに対して採用されているカット手法分析方法。

- (2) 本願補正発明の第1のステップないし第4のステップは、全体として考察すると、分析者が、頭髮の知識等を利用して自然乾燥ヘアスタイルを推定し（第1のステップ）、分析の対象となる頭部の領域を選択し（第2のステップ）、セクションに適した分類項目の中から分析者が推定した分析対象者のヘアスタイルを分類し（第3のステップ）、この分類に対応するカット手法の分析を導出する（第4のステップ）ことを、頭の中ですべて行うことが含まれるものである以上、仮に、分析者が頭の中で行う分析の過程で利用する頭髮の知識や経験に自然法則が含まれているとしても、専ら人の精神的活動によって課題の解決することを発明特定事項に含むものであって、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であるとはいえないから、特許法2条1項に規定する「発明」に該当するものとはいえない。